

彩の国さいたま人づくり広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行
規程

令和5年3月30日

議会告示第1号

彩の国さいたま人づくり広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第4号）の施行については、別に定める場合を除くほか、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年埼玉県議会告示第1号）の例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。